

## 林道上佐谷・青木葉線支障木等伐採業務 特記仕様書

### 第1条 総則

- (1) この特記仕様書は、かすみがうら市が発注する林道上佐谷・青木葉線支障木等伐採業務に適用する。また、本業務は、業務委託契約書に基づくものとする。
- (2) 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

### 第2条 請負者の義務

- (1) 迅速な対応及び変化に対応できる体制で業務の遂行を図らなければならない。
- (2) 高さ2m以上の高所作業にあたっては、フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育を受講した作業員を配置すること。
- (3) 本業務の作業時間は原則9：00～17：00とする。

### 第3条 安全管理について

- (1) 一般交通及び歩行者等に工事箇所・時期・規制内容及び、迂回をお願い等の看板類を主要箇所に設置し、広く周知すること。
- (2) 当業務を施行する際は作業員に現場内の安全管理について、周知徹底をすること。また、夜間及び休日の安全管理には事故を未然に防止出来るように万全を期すこと。
- (3) 特に金名水付近での作業時は、車両・歩行者及び第三者の安全確保に努めなければならない。

### 第4条 写真管理について

- (1) 作業前・作業後が対比できるよう写真管理を行う。
- (2) 黒板は、特別な場合を除き現場代理人が持って、作業状況等を撮影すること。

### 第5条 伐採について

- (1) 伐採の実施にあたっては、選木された樹木（伐採木はピンク色及び白色ナンバーテープ、枝払い木は青色ナンバーテープ）を伐採すること。
- (2) 伐倒木については、幹が地面に付く程度まで樹幹から枝条を切り払い、小運搬・集積できる程度の長さに樹幹を玉切りすること。
- (3) 伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- (4) 設計図書の伐採本数に基づき伐採を行わなければならない。
- (5) 危険性が高い高所作業にあたっては、フルハーネス型墜落防止用器具を装着すること。

### 第6条 伐採木等の運搬について

運搬については、過積載に注意し積載物の落下防止、第三者に損害をあたえないよう注意すること。

### 第7条 伐採木等の処分について

伐採した幹及び枝葉については、処理場へ搬入し適正に処分すること。

### 第8条 道路路面土砂の撤去について

林道内の落葉・土砂においては人力による撤去を行う事として、現場内での処分を行うこととする。  
※監督員との協議により処分状況の協議を行う事とする。

### 第9条 その他

- (1) 伐採・枝払いした桜の切断面には、癒合剤を塗布すること。
- (2) その他作業中に疑義を生じた場合は、速やかに監督員に連絡、又は協議し、その指示に従うこと。